＜前回＞宗教改革の多様性

１．「ルター派や改革派を主流派として特権化しそれ以外の改革の動きと区別する見方から、再洗礼派やカトリックも含めて様々な集団や個人がそれぞれの宗教的理想に基づいて様々なかたちでキリスト教の改革を行おうとしており、それらはどれも等しく『宗教改革』だったという見方へと変わってきているのだ。」（永守哲也ほか編『旅する教会――再洗礼派と宗教改革』新教出版社）

２．宗教改革と続く宗教戦争によって混乱に陥った西欧の宗教地図（諸教派の地理的分布）もしだいに安定化に向かうことになった。30 年戦争が終結するころにはおおまかに次のような形で定着し、現在に至っている。

北欧、ドイツ：ルター派
オランダ、スイス：改革派
イギリス：イギリス国教会
イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル、ドイツ南部、ポーランド：カトリック

（1）メインライン

３．ルター派：ルター、メランヒトン。改革派：ツヴィングリ、カルヴァン

４．ツヴィングリの宗教改革

出村彰『ツヴィングリ　改革派教会の遺産と負債』（宗教改革論集２）新教出版社。

「「宗教改革」と総称される十六世紀ヨーロッパの大変動」、「数十年にわたる激震はようやく収まってみると、ヨーロッパの宗教的分裂、その多元化は、決して無際限のものではないことも次第に明らかになってくる」、「十六世紀半ば以降のローマ・カトリック教会を、それ以前の「ルネサンス教皇庁」と同一視する以上に甚だしい誤りは考えられない」(12)

「人文主義と呼ばれる巨大な知的覚醒への関心」(15)

「宗教改革とは何よりも先ず「説教運動」だった」(20)

「微妙な方向転換」「新生児洗礼をめぐって」「たとえ漸進的であっても、体制の内側からの全体的刷新を図る路線への移行」、「弟子たちの一部が……多少の戸惑いと「いぶかしさ」を覚え始めた」、「一部の弟子たちの要求は、いわば直接制民主主義、大衆討論方式の導入に他ならず、チューリヒ都市共和国の根幹をなす代表民主主義の否定にまで連なると思われた」(23)

「一五二五年をもってチューリヒの宗教改革はほぼ完成」

「チューリヒという都市共同体の内部に起こった事実上に宗教多元化を拒み、再び中世的な統合へ戻ったことに他ならない」、「以前のカトリックから福音主義へと置き換えられただけのこと」、「その内容は変わったとしても、構造的には連続している」(27)

「結果としての宗教と政治の分離、換言すれば宗教の私人化、政治の非宗教化への途である。長い目で見れば、ヨーロッパは、そして近代世界は、この方向へと進むことになろう。それが近代化そのものの指標にさえなるのである。しかし十六世紀の時点では、この選択肢はいかにも時期尚早と感じられた」(28)

「個人の宗教は依然として居住地に従属するのである」、「属地主義」(30)

「自己矛盾に陥った」(32)

５．「ツヴィングリは強硬な主戦論に立ち続けた」(33)

６．聖書と説教

「福音主義教会における倫理の再構築に際して、ツヴィングリがどこに力点を置かなければならなかったかは明白」(47)

「自然法の原理」「自分がいかに邪悪であるかを知らない人間は、悔い改めることもない」(49)

「信仰は神の賜物であり、それをわれわれの内に呼び覚ますのは神の霊である」「選びが

信仰に先立つ」「神は端的にその恵みによって救われる」（50）
「聴衆との連帯感」「一体性」「日常生活との親和性」（51）
「「神の似像」の本質を、言辞による人格的意思疎通可能性に求め、そこに聖書と口頭による伝達である説教を基礎付けようとしている点」、「ツヴィングリにあっては、比喩あるいは例話による分かり易さが人間の似像性にまで遡り、説教に不可欠の要素であることが知られる」、「短い絵画的な暗示法」「より長く詳細な比喩物語」（52）
「「大衆説教者」としてのツヴィングリの真摯で真剣な姿」、「信徒大衆の忍耐、その受容・理解の度合、日常生活への実際的適用・展開など」（70）
７．洗礼、再洗礼派に対して
「再洗礼派批判」「係争点を」「聖書解釈論」「礼典的洗礼理解」「および反社会性」「批判の三点に絞っている」（58）
「再洗礼派の逐語主義的解釈の徹底と、彼らをも包含する十六世紀の市民共同体の成立基盤そのものとの矛盾」（60）
８．「ツヴィングリが激しく批判を加えたのは、平時でも諸外国から供与される莫大な年金によってますます富裕化する一部特権階級」「、及び無知蒙昧な青年らを甘言によって誘惑する傭兵隊長に対してであって」、「その政治・社会的態度決定に共感を覚えたからだったかもしれない」（88）
（２）再洗礼派
９．「宗教改革期に『正当な戦争』を放棄し『平和主義』(pacifism)に立ったのは、いわゆる宗教改革の急進派であった再洗礼派であり、その生き方はやがてメノナイト、クエーカーなどゼクテあるいはスピリチュアリズムのグループによって継承された。」「『平和主義』が影響を持つのは、『ゼクテ型』のキリスト教の影響力の強い地域であって、ヨーロッパよりはむしろアメリカである。」（近藤勝彦『キリスト教倫理学』教文館）
10．再洗礼派の思想的評価：トレルチによる先駆的な研究。
11．トレルチ以降
「「宗教改革左派」という呼称」「ベイントン」（237）
「左派の諸グループに共通の心性」「倫理性」「原初主義」「終末論の強調」（239）
「ウイリアムズ」「Radical Reformation」（239）
「根源(radix)」「までに立ち戻ろうとする情熱」「現存の教会機構と神学から完全な脱却。離別を意図する壮大な企て」、「アナバプティストが、初代教会の復古という生活志向においていわば過去に生きたとすれば、他方、スピリチュアリストは、不可視的教会の来るべき栄光という未来に力点を置いた」（240）
「内部グループ」「フリードマン」「ベンダー」（244）
13．日本における再洗礼派研究。
永守哲也ほか編『旅する教会――再洗礼派と宗教改革』新教出版社。
14．再洗礼派という宗教的少数者の視点から、近現代史を見る意義。
「全員が洗礼を受けていることを前提とした既存の社会や教会の基盤を根底から揺るがすことになりかねない」
　近殉教者を生み出した信仰､代以降の世界において多様なキリスト教が直面した問題は、先鋭化された形で認められる。信仰的信念を生きる可能性を求めた旅。
（３）カトリックの宗教改革
17．宗教改革はプロテスタント教会を生み出しただけでなく、カトリック教会の近代化に道を開いた。
18．対抗宗教改革・トリエント公会議（パウロス３世。1545 年から 1563 年)。

13. 寛容のネットワーク

（1）宗教改革期の寛容論

１.「前回」: 宗教改革の多様性
　　対立・抑圧、宗教戦争・再洗礼派迫害
２. しかし、それに対する寛容思想と、その展開。寛容のネットワークの存在
３. セバスティアン・カステリョの場合
４. ハンス・R・グッギスベルク著　出村彰訳　『セバスティアン・カステリョ――宗教寛容のためのたたかい』新教出版社 2006 年。

「書評」

カステリョは、『聖対話篇』（聖書を題材とした古典ラテン語読本）や聖書翻訳（ラテン語訳とフランス語訳）といった業績を残したプロテスタント人文主義者であり、セルヴェトゥスが異端のかどによりジュネーブにおいて処刑された（一五五三年一〇月二七日）ことを端緒として開始されたカルヴァンやベーズとの激しい論争との関連で名前が知られる他は、その思想の実質についてはいわば長い間忘れられた存在であった（一九世紀半ばの再発見）。その寛容思想の決定的な意義にもかかわらず、訳者あとがきで述べられるように、日本ではほとんど無名な人物と言わねばならない。

このようにカステリョについてはわずかな歴史的記録が残っているに過ぎないという制約の中で、グッギスベルクが本書で採用する視座は、歴史学者としてのそれであり、「醒めた目で、いっさいの理想化から自由に」、カステリョの伝記的事実を再構成し、著作の読解を行っている。本書は、全体の三分の二以上を占める第一章「出自・青年時代・教育」から第九章「戦い（晩年）」までの部分において、カステリョの生涯が辿られるが、二五〇頁あまりを一気に読み通させるだけの魅力的な叙述となっている。

書評者としてとくに指摘したいのは、次の点である。まず、本書ではスイス諸都市を中心とした宗教改革の動的な動きがカステリョを中心に鮮やかに描かれており、単なる学説史を超えて、宗教改革が歴史的出来事として何であったのかを知ることができる。とくに、カルヴァンとカステリョとの対立が、異端者に自由を与えることが教会の存立を脅かすときに国家はそれを黙認してはならないという改革者の立場と、そこに信教の自由の抑圧を見、「人間を殺しても、教理を弁証したことにはならず、単純に人殺しにすぎない」と批判する人文主義者の立場との間にあるとの指摘は、説得的である。

次に、本書において『異端は迫害されるべきか』『異端非処罰論』などの緻密な分析によって示されるカステリョの宗教寛容論は、現代の読者が宗教的寛容について考える上で参照すべき多くの洞察を含んでいる。たとえば、異端者とは単なる教会の攪乱者ではなく、探究者、疑惑者という面を有しており、寛容に処すべきであること、教義は重要ではあるが、それは相対的な重要さであって、強制されるべきではないこと、誰が異端者であるか判断できるのは神のみであって、何びとも神の判決を先取りすべきではないこと。

さらに本書は、カステリョの寛容論がセバスティアン・フランクの影響を受けたものであり、またその交流範囲が、スイス諸都市、ドイツ、フランス、オランダはもちろん、東はポーランド（反三位一体論のポーランド兄弟生活団）やハンガリー、西はスペインにまで及んでいることを描き出している。一六世紀のこうした寛容思想のネットワークは、一七世紀になると、ロックなどの寛容論を生み出すことになる。

宗教的寛容は、宗教的多元性の状況下において生きる現代人にとって最重要な問いとなっている。教派的多元性のもとで展開されたカステリョの寛容論はそのまま現代の宗教的多元性の状況に適用できるわけではないが、しかし、カステリョから学ぶべきことは少なくない。現代世界においてキリスト教の直面する問題を真剣に考える読者にとって、本書は大きな手がかりとなるであろう。

５. カスティリョ寛容論の影響・交流

「一五一五年」「サヴォア」「彼は農民の子として貧困の中に、辺境の地で成長したのである。彼が都会的な生活を見知るのは、青年期に達してからのことである。」(25)
「学生生活をリヨンで」「一五三五年から一五四〇年まで」
「学者たちの町」
「民衆の言語による聖書翻訳」(102)
「一五五三年一〇月二七日」「セルヴェトゥス」「は異端のかどにより、ジュネーブの城門の外、シャンペル死刑場で火あぶりに処せられた。判決文は彼を再洗礼派・反三位一体論者と決めつけ、処刑は異端裁判所の方式に従って執行された。」(104)
「カステリョはあらゆる困難や妨害にもかかわらず、最後の何年かはますます著名人となり、その著書も」「いっそう広く読まれ、多くの読者の共感を得ていたと言ってよいだろう。」(228)
「カステリョの寛容の求め、ならびにカルヴァンの予定論への批判が、フランス各地のプロテスタントの間で共感をもって受容された事実」「「ポワティエのユグノー教会」(230)
「カステリョとイングランドの同時代人との個人的関係は、一五五〇年代早々からしばしば見て取れる。」(231)
「カステリョの個々の著作の受容とそれをめぐる討論は、最後の数年間も、ドイツでもオランダでも絶え間なく続けられた。」(232)
「スペインからさえも、カステリョは情報を受け取っていた。」(234)
「カステリョの寛容文書が、同時代のイタリアの異端たちの間で広く流布されていたこと」
「スペインにおけるカステリョの読者層」(238)
「一五五〇年代後半には、フランス、イングランド、ドイツあるいはオランダのいくつかの地域ますます著名になり、イタリアやスペインにおいても多くの読者の共感を得るに至ったこと」(241)
「宗教的寛容は国を救う唯一の可能性だという前提」「宗教的統一は政治的統一のためには犠牲にならなければならない、という主張である。」(257)
「ポーランドに赴き、その地、あるいはトランシルヴァニアに移住する計画」
「一五六三年一二月二九日、四八歳でもって逝去」
「かつてカステリョをバーゼルに訪ねたり、その下で学んだことのあるポーランド人たち」(270)
「カステリョの神学思想と寛容論はオランダの改革派教会、急進派的神霊主義者、アルミニウス主義者およびモンスラント派に影響を与えたが、同様にハンガリーの反三位一体論者の注目も集めた。」(322)
「ファウスト・ソッツィーニが一五七九年にポーランドに赴き、そこでポーランド兄弟生活団と呼ばれる反三位一体論の「小さな教会」を発見した時に、カステリョの『四つの対話篇』や他の著作を携えていたことには疑いの余地がない。」(324)
「カステリョにとって、キリスト教的福音信仰とは、何らかの教義的立言ではなく、むしろ実践的な「キリストのまねび」であった。彼は隣人との交わりにおける憐憫の情を重視した。隣人は、たとえ宗教的には異なる観点を保持していようとも、神から理性の賜物を与えられているからである。」(349)
６．スイス諸都市、フランス、ドイツ、オランダ、イングランド、イタリア、スペイン、ポーランド、ハンガリーという寛容思想の広がり。
７．小山哲「「我らは異なる信仰のために血を流さない」――近世ポーランドにおける諸宗派共存体制をめぐって」(京都大学文学研究科・紀平英作『シンポジウム　グローバル化時代の人文学――対話と寛容の地を求めて』2007年2月28日)。
・「ポーランドの宗教改革の特徴のひとつは、プロテスタントの内部の特定の宗派が多数派を形成することなく、多様な改革派教会が併存していた点にあります。最も早くポーラ

ンドに影響が及んだのはルター派ですが、それ以外に南のボヘミアからフス派の流れを引くチェコ兄弟団が流入し、1540 年代からはカルヴァン派が貴族たちのあいだに広まりました。さらに、1562 年には、三位一体の教義に批判的な急進派がカルヴァン派協会から分離して、独自の教会を創りました。「ポーランド兄弟団」の名で知られるようになる反三位一体派は、のちに寛容思想の歴史のなかで重要な役割を果たすことになります。」(13-14)
・「1573 年 1 月」「ワルシャワ連盟協約」「信仰にかんして相異なる我々は、お互いに間で平和を維持する。また、異なる信仰や教会における差異のために血を流すことをせず、財産没収、名誉剥奪、投獄、追放によって罰しない」(15)。
「身分的な制約はありましたが、複数のキリスト教の宗派が共存する状況」

（２）中世世界と寛容ネットワーク

８．宗教改革期に寛容論の大きな広がりが存在し得た理由。
・寛容は古代から現代に至るまで、人類的な課題であった。
「もっとも古い寛容の編制は広大な多民族帝国というありかたである」、「ペルシア帝国、プトレマイオス朝エジプト、ローマ帝国」（マイケル・ウォルツァー『寛容について』みすず書房、30）
「五つの寛容体制」多民族帝国、国際社会、多極共存・連合、国民国家、移民社会。
９．ローマ帝国国教化後の異教への「寛容」、異端問題に関わるアウグスティヌスの一連の議論（例えば、『洗礼論―ドナトゥス派に対して』）など、キリスト教の歴史においては、「寛容」という問題連関において論じるべき問題は多く存在する。
10．古代・中世から宗教改革へ至る寛容のネットワーク（都市から都市へと旅する人々が紡ぎ出したネットワーク）。
11．都市の発展と都市を繋ぐネットワークと旅する人びと。
・「中心地としての都市」「知的中心」「知識と教育の場という知的中心機能」「中世初期においては、修道院が古典古代の文献を筆写し保存する役割を担い」、「一一世紀以降には、すぐれた教師と蔵書によって名声を博した司教座聖堂付属学校」（河原、37-38）
「一二―一三世紀における高等教育機関としての大学の成立は、そうした都市の知的機能を大きく拡大し、教える者（教師）たちと学ぶ者（学生）たちの集住と広範な移動をもたらした。」(38)
12．関哲行『ヨーロッパの中世４　旅する人びと』岩波書店、2009年。
序章　「他所」への憧憬／第一章　移動の動機と条件／第二章　祈りと贖罪の旅／第三章　移動と労働／第四章　学びと説教（伝道）の旅／第五章　外交交渉と儀礼の旅／第六章　女性とマイノリティー／結論　超克される異界
・「第四章」「２　「知」を求めて移動する学生と教師」
「中世ヨーロッパの大学では、全ての授業はラテン語で行われ、同一の教育メソッドが採用された。そのため学生は、優れた教師を求めて大学間を移動しやすかったし、また実際に移動した」、「教師の移動を促す」(163)

＜参考文献＞

１．出村彰『カステリョ』清水書院。
２．『ワルシャワ連盟協約（一五七三年)』東洋書店。
３．阿部謹也『中世を旅する人びと』ちくま学芸文庫。
４．河原温『都市の想像力』岩波書店。